

申告期間は  
2月16日(火)～  
3月15日(月)です

所得税・住民税の申告はお早めに！

# 確定申告

今年の申告期間は2月16日(火)から3月15日(月)までです。期間中は、館林税務署と町の申告会場(役場3階大会議室)で皆さんの申告の相談をお受けします。  
所得税は、この申告により税額が確定し、納税(還付)によって完了しますが、住民税(町・県民税)は確定した税額を平成22年度に納税していただくこととなります。お問い合わせは館林税務署(館林市仲町) ■72-14373、または役場税務課 ■47-15011へ。

## 所得税

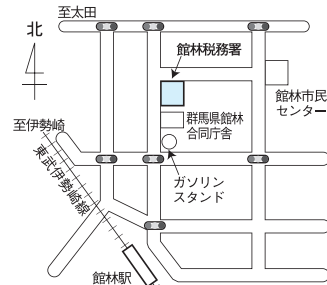
### 青色申告などは、館林税務署で！

確定申告は、町の申告会場で受け付けますが、次の条件に当てはまる人は、税務署で申告してください。

- ① 青色申告の人
- ② 平成21年中に営業や農業、不動産

- ③ 産事業などを始めた人
- ④ 土地や建物などを売った人
- ⑤ 株式や先物取引で譲渡益があった人、または損失申告をする人
- ⑥ 特定肉用牛の販売のあった人
- ⑦ 財産をもらった人(贈与税申告)
- ⑧ 申告に必要なもの

年間の収入金額が分かる書類(源泉徴収票など)、認め印、所得控除に必要な書類(生命保険料や地震保険料、長期損害保険料、国民健康保険税、国民年金などの控除証明書や領収書、障害者控除を受ける場合は身体障害者手帳など)、また医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書(平成21年中の日付のものに限る)が必要です。その他の書類は、所得の内容によって次のようになります。



### 館林税務署案内図

事業所得(営業・農業)

や不動産所得のある人  
収入内訳書(収入の金額が分かる書類、帳簿、領収書など、項目別に集計したもの)  
青色申告の人  
決算書など  
譲渡所得のある人  
契約書、必要経費の領収書など  
個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告も館林税務署へ  
個人事業者の平成21年分の消費税と地方消費税の確定申告と納税は、3月31日(火)までです。

### 確定申告が必要なサラリーマンは？

次の条件に当てはまるようなサラリーマンは、確定申告をしなればなりません。

- ① 1か所から年末調整済みの給与を受け、平成21年分の給与収入額が2,000万円を超える人
- ② 給与所得と退職所得以外の所得金額が20万円を超える人
- ③ 給与を2か所以上から受けている人
- ④ 年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得と退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ⑤ 年末調整の内容に変更がある人

### 確定申告で所得税が戻ることもあります！

次の場合、確定申告をすると所得税が戻ることがあります。

所得税が戻ることがあります(源泉徴収票の源泉徴収税額が0円の場合は戻りません)。館林税務署では申告期間中でも、これらの還付申告を受け付けています。

- ① マイホームをローンなどで取得した場合(住宅借入金等特別控除)
- ② 多額の医療費を支払った場合(医療費控除)
- ③ 災害や盗難に遭った場合(雑損控除)
- ④ 年の途中で退職し、再就職していない場合
- ⑤ 年金から源泉所得税が引かれている人

### 安心・便利な振替納税を！

平成21年分の確定申告による所得税の納期限は3月15日(火)。振替納税を利用している人は、指定された預金口座の残高をご確認ください。振替日は4月22日(火)です。振替納税は、納税のための手続きが省けて、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、とても便利です。手続きは申告をするとき、振替依頼書に住所・名前・金融機関名・口座番号などを書いて、通帳印を押すだけです。還付申告の時も、希望する金融機関と口座番号を申告書に記入するだけで還付金が口座に振り込まれます。

## e-taxで最高5,000円の控除

国税電子申告システム(e-tax)は、自宅などからインターネットを利用して確定申告ができるシステムです。これを利用して平成21年分の所得税の確定申告をすると、最高5,000円の税額控除を受けることができます(平成19・20年分の確定申告でこの控除を受けた人は受けられません)。

この場合、役場住民課で発行する住民基本台帳カード(無料)と電子証明書(500円)、ICカードリーダーが必要で、詳しくは、国税庁のホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

※住民基本台帳カードの発行には、1週間程度かかります。



しっかりと記入して間違いのない申告をしましょう。

## 住民税

### 住民税の申告が必要な人は？

住民税の申告が必要な人は、

- ① 平成22年1月1日現在、邑楽町に住んでいて、平成21年中に所得のあった人
- ② 国民健康保険に加入している人
- ③ 後期高齢者医療保険に加入している人
- ④ 所得証明書などが必要な人
- ⑤ 国民年金保険料の免除、または若年者納付猶予の申請をする人
- ⑥ 住民税の申告が必要ない人
- ⑦ 税務署に所得税の確定申告をした人

②収入が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されている人

③所得がない人で、生計を一にする親族の扶養家族として申告されている人(所得証明書などが必要な場合や国民健康保険に加入している人などは、申告をしてください)

### 所得証明書が必要な人は申告してください

住民税の申告書の提出がないと、町営住宅や県営住宅の入居、児童手当、保育園や幼稚園の入園などに必要な所得証明書などを発

## ●申告受付指定日一覧

期 日	対 象 地 区
2月16日(火)	明野
17日(水)	新中野
18日(木)	前谷東原、横町化楽
19日(金)	天王元宿、上下西宿
22日(月)	千原田向地、鶯上、鶯下
23日(火)	十三坊塚
24日(水)	谷中蛭沼
25日(木)	下中野、藤川
26日(金)	石打
3月1日(月)	前原
2日(火)	一本木、光善寺
3日(水)	鶯新田、住谷崎、坪谷
4日(木)	秋妻、馬場大林
5日(金)	水立大黒
8日(月)	西ノ根宮内中島
9日(火)	寺中、本郷江原
10日(水)	十三軒、店高原
11日(木)	前瀬戸宿、古家十軒
12日(金)	渋沼、大谷端宿赤東
15日(月)	大根村琵琶首、開拓

※地区割当ては目安です。せき・発熱等の症状のある人や都合の悪い人は、期間内の都合のよい日に申告を済ませてください。

### 個人住民税での住宅借入金等特別税額控除

平成11年から18年の間に居住した人で、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除がある人

### 指定日申告会場 町の申告会場は 役場3階大会議室

申告の期間は、2月16日(火)から3月15日(月)まで。待ち時間を少なくするため、あらかじめ指定日を設定しています。都合の悪い人は指定日以外でも受け付けます。会場は、役場3階大会議室です。



指定日は左表のとおりです。

▼受付時間  
午前9時30分～11時30分、午後1時～4時

申告時間を短くするために！

事業所得(営業・農業)、不動産所得のある人は、事前に収支計算をしておいてください。また、医療費などについても事前に計算をお願いいたします。これで申告時間が大幅に短縮されます。